

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和 4 年 2 月 4 日から令和 4 年 3 月 23 日

2 監査の対象

(1) 対象部課

交流共創部 スポーツ振興課

(2) 対象事項

令和 2 年度に交付したにしおマラソン実施事業補助金に係る交付状況及びこれに係る事業等の状況について

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり、管理が不十分と思われる事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、事務管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

(1) 出張について

旅費請求書が作成されていないものがあった。

(にしおマラソン実行委員会事務局規程第 13 条
及び西尾市職員旅費支給条例第 20 条)

(2) 決裁区分について

出張命令書の専決区分に誤りがあった。

(にしおマラソン実行委員会事務局規程別表 1 第 3 号)

(3) 補助金交付申請について

補助事業開始日の 30 日前までに、市長に対し補助金交付申請書が提出されていなかった。

(西尾市フルマラソン大会（仮称）実施事業補助金交付要綱第 4 条)

(4) 受払簿について

切手及び収入印紙に係る受払簿が作成されていなかった。

(にしおマラソン実行委員会事務局規程第 18 条
及び西尾市予算決算会計規則第 88 条第 3 項第 5 号)

(5) 支払調書について

5 万円を超える報酬の支払いに係る支払調書が作成されていなかった。

(所得税法第 204 条第 1 項第 4 号)